

千葉市と植草学園大学との包括的な連携に関する協定書

千葉市と植草学園大学は、相互の包括的な連携に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、千葉市と植草学園大学の両者（以下「両者」という。）が、包括的な連携のもとに、広範囲な分野で相互に人的資源等を活用し、地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 両者は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携する。

- （1）植草学園大学の専門性を生かした地域貢献活動に関すること。
- （2）千葉市の施策の推進や地域の課題解決のための大学資源の活用に関すること。
- （3）人材の育成に関すること。
- （4）その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（連絡の推進）

第3条 両者は、前条に掲げる事項の連携に当たっては、情報共有の促進や意思決定の迅速化など、連携の効果的かつ効率的な推進に必要な措置を講ずるものとする。

2 両者は、前条に掲げる事項の連携を円滑に推進するため、両者の双方に連携窓口を設置し、連携協力を進めるに当たり必要な連絡調整を行う。

（守秘義務）

第4条 両者は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た秘密事項については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日から2か月前までに両者のいずれからも申し出のないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた事項については、両者協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両者署名の上、各自1通を保有する。

令和7年3月27日

千葉市中央区千葉港1番1号

千 葉 市

千 葉 市 長

千葉市若葉区小倉町1639番3

植草学園大学

植草学園大学長
